

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市避難施設耐震補強補助事業補助金
補助事業等の目標	地震に対する避難施設の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりの推進を図る。
補助事業等の対象者	補助金の交付の対象となる者は、諏訪市耐震診断士派遣事業実施要綱（平成17年諏訪市告示第26号）の規定に基づき、診断士による耐震診断を実施した避難施設に対して、耐震改修工事を行う者とする。
補助対象経費	補助金の交付の対象となる工事及び経費（600万円と51,200円に補助金の交付の対象となる工事を実施する面積（平方メートルを単位とする。）を乗じて得た額を比していざれか低い額を限度額とする。以下「補助対象経費」という。）は、別表第3のとおりとする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助対象経費に対する補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 補助対象経費600万円 補助率2/3</p>
補助事業等の評価	完了実績報告及び完了検査により補助事業の内容を審査及び検査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成19年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和8年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 諏訪市耐震改修促進計画（Ⅲ期）の計画期間に基づき、補助金を交付するため</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 この基準の事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ下記に定めるところによる。</p> <p>(1) 避難施設 ア及びイのいずれにも該当するものをいう。 ア 昭和56年5月31日以前に着工された建築物 イ 国、県、市、広域連合及び一部事務組合の所有する建築物以外の建築物で諏訪市地域防災計画に指定された避難所</p> <p>(2) 診断士 長野県知事が、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を有する者として認め、別に定める方法により、長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録した者をいう。</p> <p>(3) 耐震診断 診断士が、長野県が別に定める木造住宅耐震診断マニュアル</p>

	<p>ルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、避難施設の地震に対する安全性を評価することをいう。</p> <p>(4) 第三者機関 長野県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成27年長野県規則第3号）第4条の規定により、耐震診断の結果を判定する知識及び能力を有すると長野県知事が認めた者をいう。</p> <p>(5) 耐震改修工事 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する工事をいう。</p> <p>(6) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため、長野県が設置する委員会をいう。</p> <p>(7) 総合評点 木造の避難施設における耐震診断により得られた上部構造評点で、別表第1の区分によるものをいう。</p> <p>(8) 指標 非木造の避難施設における耐震診断の結果を基に、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表第2の区分によるものをいう。</p>
2	<p>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、諏訪市避難施設耐震補強補助事業補助金交付申請書（様式第2号-1）に、下記に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
3	<p>申請者は、施工箇所及び施工方法を変更しようとするとき、申請した補助金の額を変更しようとするとき、いずれかに該当するときは、諏訪市避難施設耐震補強補助事業計画変更承認申請書（様式第4号-1。以下「変更申請書」という。）に、下記に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、計画変更については、下記に定める書類のうち、計画変更に係わるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者に関する事項を変更したとき。 (2) 施工箇所及び施工方法を変更したとき。 (3) 申請した補助金の額を変更したとき。
4	<p>市長は、変更申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、諏訪市避難施設耐震補強補助事業計画変更承認通知書（様式第4号-2）により申請者に通知するものとする。</p>
5	<p>申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は耐震改修工事の遂行が困難になったときは、速やかに諏訪市避難施設耐震補強補助事業計画遅滞等報告書（様式第9号。以下「遅滞等報告書」という。）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。</p>
6	<p>市長は、遅滞等報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書（様式第10号）により申請者に指示するものとする。</p>
7	<p>申請者は、事業が完了したときは、諏訪市避難施設耐震補強補助事業完了実績報告書（様式第5号-1。以下「実績報告書」という。）に、下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事契約書又は領収書の写し (2) 施工箇所毎の施工中及び完了時の写真 (3) 建築士の資格を有する者の確認を証するもの
8	<p>実績報告書は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p>
9	<p>補助金の交付を受けた避難施設の所有者及び管理者は、当該施設を災害時に速やかに避難所として開設することができるよう必要な措置を講じ、10年間以上避難所として活用するとともに、当該施設の適切な維持及び管理に努めなければならない。</p>

	<p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合評点</th><th>判 定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5以上</td><td>倒壊しない。</td></tr> <tr> <td>1.0以上1.5未満</td><td>一応倒壊しない。</td></tr> <tr> <td>0.7以上1.0未満</td><td>倒壊する可能性がある。</td></tr> <tr> <td>0.7未満</td><td>倒壊する可能性が高い。</td></tr> </tbody> </table>	総合評点	判 定	1.5以上	倒壊しない。	1.0以上1.5未満	一応倒壊しない。	0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある。	0.7未満	倒壊する可能性が高い。											
総合評点	判 定																					
1.5以上	倒壊しない。																					
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない。																					
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある。																					
0.7未満	倒壊する可能性が高い。																					
	<p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標</th><th>構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>I_sが0.3未満の場合又はqが0.5未満の場合</td><td>地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>(1)及び(3)以外の場合</td><td>地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>I_sが0.6以上の場合で、かつ、qが1.0以上の場合</td><td>地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。</td></tr> <tr> <td colspan="2">この表において、I_s及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">I_s 各階の構造耐震指標</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">q 各階の保有水平耐力に係る指標</td><td></td></tr> </tbody> </table>	構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	(1)	I _s が0.3未満の場合又はqが0.5未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	(2)	(1)及び(3)以外の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	(3)	I _s が0.6以上の場合で、かつ、qが1.0以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	この表において、I _s 及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。			I _s 各階の構造耐震指標			q 各階の保有水平耐力に係る指標		
構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性																				
(1)	I _s が0.3未満の場合又はqが0.5未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。																				
(2)	(1)及び(3)以外の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。																				
(3)	I _s が0.6以上の場合で、かつ、qが1.0以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。																				
この表において、I _s 及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。																						
I _s 各階の構造耐震指標																						
q 各階の保有水平耐力に係る指標																						
	<p>別表第3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助の対象</th><th>対象経費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難施設耐震改修工事</td><td>耐震診断の結果、木造にあっては、別表第1（木造）の総合評点が1.0未満の避難施設について耐震改修工事を行い、工事後に官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号及び国営設第135号）（以下「計画基準」という。）における耐震安全性の分類Ⅱ類を満たす建築物となる工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と長野県建築物構造専門委員会において認められた工事を含む。）を、非木造にあっては、別表第2（非木造）の指標が同表(1)又は(2)の避難施設について耐震改修工事を行い、工事後に計画基準における耐震安全性の分類Ⅱ類を満たす建築物となる工事を避難施設の補助対象者が行う場合に要する工事費（増築及び改築に係る部分並びに他の補助金の交付対象としている部分を除く。）</td></tr> </tbody> </table> <p>[諏訪市公民館施設整備事業との重複補助はありません。]</p> <p>10 この取扱基準の適用の際、この改正前の規定により実施した耐震診断は、この取扱基準の規定により実施した耐震診断とみなす。</p>	補助の対象	対象経費	避難施設耐震改修工事	耐震診断の結果、木造にあっては、別表第1（木造）の総合評点が1.0未満の避難施設について耐震改修工事を行い、工事後に官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号及び国営設第135号）（以下「計画基準」という。）における耐震安全性の分類Ⅱ類を満たす建築物となる工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と長野県建築物構造専門委員会において認められた工事を含む。）を、非木造にあっては、別表第2（非木造）の指標が同表(1)又は(2)の避難施設について耐震改修工事を行い、工事後に計画基準における耐震安全性の分類Ⅱ類を満たす建築物となる工事を避難施設の補助対象者が行う場合に要する工事費（増築及び改築に係る部分並びに他の補助金の交付対象としている部分を除く。）																	
補助の対象	対象経費																					
避難施設耐震改修工事	耐震診断の結果、木造にあっては、別表第1（木造）の総合評点が1.0未満の避難施設について耐震改修工事を行い、工事後に官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号及び国営設第135号）（以下「計画基準」という。）における耐震安全性の分類Ⅱ類を満たす建築物となる工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と長野県建築物構造専門委員会において認められた工事を含む。）を、非木造にあっては、別表第2（非木造）の指標が同表(1)又は(2)の避難施設について耐震改修工事を行い、工事後に計画基準における耐震安全性の分類Ⅱ類を満たす建築物となる工事を避難施設の補助対象者が行う場合に要する工事費（増築及び改築に係る部分並びに他の補助金の交付対象としている部分を除く。）																					
提出書類	<p>(1) 諏訪市避難施設耐震補強補助事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 見積書 ② 昭和56年以前に建築したことを証明する書類で、下記のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> (7) 建築確認通知書 (イ) 家屋の固定資産課税台帳登録証明書 (ウ) 家屋の登記事項証明証 																					

	<p>(I) 建築年が記載された書類</p> <p>③ 診断士による耐震診断報告書（写）</p> <p>④ 耐震改修計画書</p> <p>⑤ 平面図（改修前後）</p> <p>⑥ 案内図</p> <p>⑦ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となると認める書類で、次のいずれかの書類の写し（木造以外の場合に限る。）</p> <p>（7） 第三者機関による耐震改修計画の認定書</p> <p>（1） 建築基準法第86条の8による全体計画の認定書</p> <p>（ウ） 建築基準法第6条又は第6条の2による確認済証</p> <p>⑧ その他市長が必要と認める書類</p> <p>（2） 諏訪市避難施設耐震補強補助事業計画変更承認申請書（様式第4号-1）</p> <p>（3） 諏訪市避難施設耐震補強補助事業計画遅滞等報告書（様式第9号）</p> <p>（4） 諏訪市避難施設耐震補強補助事業完了実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>① 工事契約書又は領収書の写し</p> <p>② 施工箇所毎の施工中及び完了時の写真</p> <p>③ 建築士の資格を有する者の確認を証するもの</p>
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 建設部 都市計画課 建築住宅係

平成19年 4月 1日 制定

平成26年 4月 1日 一部改正

平成26年 5月12日 一部改正（平成26年 5月12日 施行）

平成26年11月10日 一部改正（平成26年11月10日 施行）

平成28年 5月10日 一部改正（平成28年 5月10日 施行）

平成29年 5月 9日 一部改正（平成29年 5月 9日 施行）

令和元年11月 8日 一部改正（令和元年11月 8日 施行）

令和3年5月18日 一部改正（令和3年5月18日 施行、令和3年4月1日 適用）